平成２１年（フ）第８３９６号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の723
債務者　陣野　　恭
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１２号
福岡県大牟田市通町２丁目２番地２　パークハイツ通町102号
債務者　新井こずえ
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１３３６号
仙台市宮城野区幸町５丁目３番１―516号
債務者　河野　浩明
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４６号
仙台市太白区泉崎１丁目12番１号　コーポ大宮102
債務者　今野　夕子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８３号
仙台市青葉区中山５丁目９番５号　明泉中山ハイツＣ棟202
債務者　吉田　伸司
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１１号
仙台市若林区沖野５丁目10番30号
債務者　吉田　淳一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
福島市飯坂町平野字万代23番地
債務者　佐藤世志雄
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３１５号
福島市飯坂町平野字万代23番地
債務者　佐藤まゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１００号
福島県白河市会津町31番地３　牧野アパート８号室、前住所福島県西白河郡矢吹町中畑南185番地６
債務者　渡邊　一夫
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第５１０号
茨城県那珂郡東海村大字村松2650番地41、旧住所茨城県東茨城郡城里町大字阿波山2232番地
債務者　佐藤　一弘（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第８８１号
岐阜県郡上市八幡町桜町311番地
債務者　和田　圭右
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６４号
岐阜県各務原市前渡東町４丁目78番地Ｙｏｕ―101、申立時の住所岐阜県各務原市下切町９丁目43番地５
債務者　小島真由美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７号
岐阜県瑞穂市美江寺578番地１
債務者　髙木　右近
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６２６号
岐阜県各務原市川島緑町５丁目16番地
債務者　岩井　律子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６４８号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1483番地２
債務者　志知　絵美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６５６号
岐阜市柳津町丸野４丁目63番地１クレセントＡ―205号室
債務者　堀　　祐司
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１３４６号
愛知県津島市瑠璃小路町２丁目129番地３
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９２号
滋賀県蒲生郡安土町大字上豊浦1371番地
債務者　田邉　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部